

平成26年4月1日から

印紙税の一部が改正されます。

○金銭又は有価証券の受領書に係る非課税範囲の拡大

※領収証への印紙貼付の額が変わりました。

平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
3万円未満の場合は非課税	<b>5万円未満の場合は非課税</b>

○不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書

		平成26年3月まで	平成26年4月から 平成30年3月まで
不動産 譲渡 契約書	10万円超50万円以下	400円	<b>200円</b>
	50万円超100万円以下	1,000円	<b>500円</b>
	100万円超500万円以下	2,000円	<b>1,000円</b>
	500万円超1千万円以下	10,000円	<b>5,000円</b>
	1千万円超5千万円以下	15,000円	<b>10,000円</b>
	5千万円超1億円以下	45,000円	<b>30,000円</b>
	1億円超5億円以下	80,000円	<b>60,000円</b>
建設 工事 請負 契約書	100万円超200万円以下	400円	<b>200円</b>
	200万円超300万円以下	1,000円	<b>500円</b>
	300万円超500万円以下	2,000円	<b>1,000円</b>
	500万円超1千万円以下	10,000円	<b>5,000円</b>
	1千万円超5千万円以下	15,000円	<b>10,000円</b>
	5千万円超1億円以下	45,000円	<b>30,000円</b>
	1億円超5億円以下	80,000円	<b>60,000円</b>

5億円以上につきましてはお問い合わせください